

## 非破壊試験事業所承認申込書

( ☐承認審査\*1 ☐臨時審査\*2 ☐定期審査\*3 ☐更新審査\*4 ☐取下げ\*5)

(一財)日本海事協会 御中

申込日: 年 月 日

事業者名(申込者) :

連絡担当者及び連絡先 :

Tel: Fax:

e-mail @

下記事業所につき、「事業所承認規則」に基づき、

- ☐ 承認審査を関連資料を添えて申し込みます\*1。  
☐ 承認内容変更に伴う臨時審査を関連資料を添えて申し込みます\*2。

変更概要\*2:

- ☐ 定期審査を申し込みます\*3。  
☐ 更新審査を申し込みます\*4。  
☐ 承認取下げを承認証書を添えて申し込みます\*5。

取下げ理由\*5:

1. 対象事業所名\*1/\*2/\*3/\*4

(和):

(英):

2. 住所\*1/\*2/\*3/\*4

(和):

(英):

Tel: Fax:

e-mail @

3. 主たる非破壊試験業務従事地区:

4. 非破壊試験の種類

- ☐PT  
☐MT  
☐RT  
☐UT  
☐その他:( )

5. 承認番号\*2/\*3/\*4/\*5:

6. 現地調査希望日\*1/\*2/\*3/\*4:

7. 添付提出資料\*1/\*2(各2部。承認審査以外にあつては該当する資料のみ提出する。)

(提出すべき資料の詳細については次ページ以降を参照すること)

8. 備考:

## ＜提出資料一覧＞

※更新審査、定期審査、臨時審査においては、内容に変更がある書類のみ提出すること

- ☐ 承認の対象となる事業所の概要（所在地、沿革、資本金、組織図（子会社を含む。）、従業員数、主要サービス及びその実績等）
- ☐ 指定の代理業者、子会社及び外注業者のリスト
- ☐ サービスの提供に必要な装置及び設備（非破壊試験装置・機器、保管施設概要等）
  - ☐ 機器一覧表
- ☐ 承認の対象となるサービスの概要及びその範囲又は提供地域
- ☐ 品質マニュアル及びその補足資料又は手順書（作業手順、作業の検証、記録及び報告、教育・訓練、計測機器の管理等について記載されているもの）

〔品質システムは鋼船規則 M 編 7 章及び事業所承認規則 3 編 1 章 1.2 に規定する要件を満足すること（次ページ以降参照のこと）〕

- ☐ 承認の対象となるサービスに従事する作業者のリスト（氏名、資格、実務経験年数等が記載されているもの）
- ☐ 監督者及び作業者の保有する公的機関の定める非破壊試験の実施に関する資格又はこれと同等の資格（有効期限を含めその有効性を確認する）

- 作業者は ISO9712 又は JIS Z2305 に基づくレベル 2 以上の資格を持つこと。レベル 1 の非破壊試験作業者にあっては、非破壊試験の実施及びその記録を行うことに限り、従事することができる。ただし、いかなる場合にあって、非破壊試験結果を評価してはならない。
- 監督者は、ISO9712 又は JIS Z2305 に基づくレベル 3 の資格を持つことを標準とする<sup>\*1, \*2, \*3, \*4</sup>。

\*1: 監督者は次の(a)から(e)の事項に責任を負う。

- (a) レベル 3 の有資格者によって確立及び検討された非破壊試験指示及び手順の検証
- (b) 非破壊試験の報告のレビュー
- (c) 全てのレベルの有資格者による全ての作業及び非破壊試験作業の監督
- (d) 非破壊試験に関する機器及び工具の検査並びに校正
- (e) 非破壊試験事業所を代表し、作業者資格の毎年の再評価

\*2: 人員が一人のみである事業所の場合、当該人員は、監督者に適用される要件に適合していなければならない。

\*3: 規定されたすべての試験方法についてレベル 3 の有資格者を直接雇用していない場合、専任のレベル 3 の有資格者を保有していない試験方法について、認定された認証機関から認証を受けた外部のレベル 3 の有資格者を雇用することができる。

\*4: 本会が認めた場合、レベル 3 の認証を受けていない社内の非破壊試験業務に関する常勤の監督者を指名することができる。この場合、当該監督者は、少なくともレベル 2 の認証を受けていなければならない。この代替方法を適用する場合、本章の全ての要求事項を遵守し、手順の開発、承認、コンサルタント、レビュー等を実施する為、社外からレベル 3 の有資格者を雇用（パートタイム又は契約ベース）しなければならない。雇用された社外のレベル 3 の有資格者は、非破壊試験業務の範囲に適切なすべての適切な試験方法について、認定された認証機関により認証されていなければならない。

- ☐ 雇用主が発行した作業実施許可書
- ☐ 承認の対象となるサービスを提供する際に使用するチェックリスト及び本会に提出する記録書式
- ☐ サービスを行うために使用する装置の操作に関する手引書
- ☐ 保守されている機器の撤去及び/又は作業場へ安全システムを提供するための乗組員との通信手順書（就航船に非破壊試験サービスを提供する場合のみ）
- ☐ サービスの一部を外注により確保する場合、外注先の品質管理の調査・評価のための手順書
- ☐ 他の適当な機関又は船級協会により承認されている場合は、当該機関又は船級協会の発行した承認証書の写し
- ☐ 利害の対立の可能性のある他のサービスの情報

- ☐ 顧客のクレーム及び認証機関による是正措置の記録
- ☐ 監督者が作業者を認証する手順書（該当する場合のみ）
- ☐ 作業者の視力検査手順
- ☐ In-house certification の認証手順書（該当する場合のみ）
- ☐ その他本会が必要と認める資料

#### <品質システムの要件>

##### (I) 一般

- ☐ 事業所は、最新版の ISO9000 シリーズに適合する文書化した品質システムであって、少なくとも次の内容を含むものを所持しなければならない。
  - ☐ 関連サービスを行うための規約
  - ☐ 装置の保守及び較正
  - ☐ 作業者訓練計画
  - ☐ 操作手順を遵守するための監督及び確認
  - ☐ 情報の記録及び報告
  - ☐ 子会社、代理業者及び外注業者の品質管理
  - ☐ サービスを行う準備
  - ☐ 業務処理手順、苦情、是正処置の定期的な見直し並びに文書の発行、維持及び管理検査の準備
  - ☐ 是正及び予防措置
  - ☐ 継続的な改善措置及びフィードバック
- ☐ 事業所は、代理業者及び/又は子会社を含んだ承認を申請する場合、最新版の ISO9000 シリーズに従って認証された品質管理システムを施行していなければならない。
  - ☐ 指定の代理業者及び/又は子会社も、最新版の ISO9000 シリーズに適合する同様に効果的な品質システムを構築していなければならない。

##### (II) 教育・訓練

- ☐ サービスに従事する作業者の個人記録
  - ☐ 氏名・年齢・資格・正規教育・訓練及び経験に関する情報
- ☐ 少なくとも以下の知識を習得するための文書化された手順書
  - ☐ 英文での船舶/海事関連用語
  - ☐ 対象となる船舶及び海洋構造物の構造（内部構造を含む）
  - ☐ 使用する機器及びその操作
  - ☐ 本会が適当と認める国家資格または国際規格に従う非破壊試験
  - ☐ 非破壊試験に関する本会規則の要求

##### (III) 検査試験設備の管理、較正、維持

- ☐ サービス提供に必要な試験設備及び装置を管理・較正・維持のための文書化された手順書（装置及び設備）
- ☐ データ収集、処理、記録、文書化、蓄積、評価及び監視の為にコンピュータを使用している場合は、そのソフトウェアが使用用途に応じた性能を有していることを示す文書及びそれを確認するための手順
- ☐ 非破壊試験装置の説明書及び取扱説明書（記録）
- ☐ サービスを提供するために使用する装置に関する記録（記録には保守及び較正に関する情報を含める）

##### (IV) 非破壊試験作業の手順の文書化

- ☐ 文書化された作業手順書
  - ☐ 検査の準備
  - ☐ 非破壊試験対象部材の選定
  - ☐ 非破壊試験結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証

- ☐ 機器の操作及び保守
- ☐ サービス提供に必要な規格及び手順の閲覧方法
- (V) 外注管理（サービスの一部を外注により確保する場合）**
- ☐ 債務の引き受けを規定した正式な契約
- ☐ 外注管理のための手順
  - ☐ 外注先の品質管理を十分に調査し、評価すること
  - ☐ 外注先への発注文書には必要な事項が全て含まれていること
  - ☐ 外注取引の追跡調査を行い品質管理に特別の注意を払うこと
- (VI) 品質の検証手段**
- ☐ サービスの品質の検証のための文書化された手順書
- ☐ 定期的内部品質監査の手順
  - ☐ 監査結果の事業者及び監査された部署への報告
  - ☐ 監査結果に基づいた事業者による品質システムの見直し
  - ☐ 監査結果及び見直し記録の保管
- (VII) 本会への報告**
- ☐ 本会への報告及び記録についての手順
  - ☐ 検査、整備及び修理に関する作業の際に発見された損傷及び不具合を記録するための手順
- ☐ 整備記録作成についての手順
  - ☐ 本会が適当と認める書式（含 実施日時、場所、作業者を追跡確認できる情報）で作成する
  - ☐ 実施された試験結果を詳細に記載する
  - ☐ 事業所は各試験結果について確認をうけ、報告書に立会検査員の署名を受ける
  - ☐ 報告書には承認証書の写しを含める
- (VIII) 記録**
- ☐ 訓練の記録
- ☐ 作業者の資格
- ☐ 試験実施に必要な機器の登録
- ☐ 機器の整備手順及び記録、台帳
- ☐ 校正記録
- ☐ 事業所に関する訴訟等に関する記録